

群馬県地域防災計画

震 災 対 策 編

新旧対照表

(令和 7 年 3 月修正)

※ 誤字脱字の修正、表現の変更、書式の変更、時点のみの修正、資料編の修正等、内容の変更を伴わない軽微な変更は、新旧対照表への記載を省略しています

※ 表の「頁」は修正後の頁を記載しています

頁	修正前	修正後	修正理由等																
4	総則 (略) 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>機関名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>関東総合通信局</td><td>(略) 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		関東総合通信局	(略) 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。	(略)	(略)	総則 (略) 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>機関名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>関東総合通信局</td><td>(略) 3 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		関東総合通信局	(略) 3 災害対策用移動通信機器、 <u>臨時災害放送局用設備</u> 及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。	(略)	(略)	最新の状況を踏まえた修正
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)																			
関東総合通信局	(略) 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。																		
(略)	(略)																		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)																			
関東総合通信局	(略) 3 災害対策用移動通信機器、 <u>臨時災害放送局用設備</u> 及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。																		
(略)	(略)																		
7	5 指定公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (<u>高崎量子応用研究所</u>)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (<u>高崎量子応用研究所</u>)	(略)	(略)		5 指定公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>処理すべき事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (<u>高崎量子技術基盤研究所</u>)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (<u>高崎量子技術基盤研究所</u>)	(略)	(略)		組織改正を反映
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)																			
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (<u>高崎量子応用研究所</u>)	(略)																		
(略)																			
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																		
(略)																			
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (<u>高崎量子技術基盤研究所</u>)	(略)																		
(略)																			
12	第4節 本県の地震環境 (略) 3 地質構造と本県の地震との関係 (略) また、現在、群馬県内で確認されている<u>平井断層をはじめとした</u>活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の中間に位置しており、その走向は概ね北西－南東方向であり、柏崎－銚子(構造)線の走方向と一致する。 <u>同構造線を震源とする地震の記録はなく、最近の地震の震源の分布と同構造線との相関性も認められないが、同構造線が断層の一種であることを考えると、同構造線は震源となる可能性は否定できない。</u>	第4節 本県の地震環境 (略) 3 地質構造と本県の地震との関係 (略) また、現在、群馬県内で確認されている活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の中間に位置しており、その走向は概ね北西－南東方向であり、柏崎－銚子(構造)線の走方向と一致する。 <u>(削除)</u>	記載を見直し																

頁	修正前	修正後	修正理由等
33	第2部 災害予防 (略) 第1章 地震に強い県土づくり (略) 第1節 県土の保全 (略) 2 土砂災害防止事業の推進 (略) (4) 県(地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部)及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>撤去命令等の是正指導</u>を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	第2部 災害予防 (略) 第1章 地震に強い県土づくり (略) 第1節 県土の保全 (略) 2 土砂災害防止事業の推進 (略) (4) 県(地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部)及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	防災基本計画の修正(令和6年)を踏まえた修正
45	第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) 第2節 情報の収集・連絡体制の整備 (略) 3 多様な情報の収集体制の整備 (1) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット等による情報収集体制を整備するものとする。 (2) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、情報の共有を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(総合防災情報システム及びSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク: Shared Information Platform for Disaster Management))に集約できるよう努めるものとする。	第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え (略) 第2節 情報の収集・連絡体制の整備 (略) 3 多様な情報の収集体制の整備 (1) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、<u>消防庁映像共有システム</u>等による情報収集体制を整備するものとする。 (2) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、情報の共有を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム(SOBO-WE B))に集約できるよう努めるものとする。	消防庁防災業務計画の修正(令和6年)を反映 防災基本計画の修正(令和6年)を踏まえた修正

頁	修正前	修正後	修正理由等
47	第３節 通信手段の確保 (略) ３ 代替通信手段の確保 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。 (略) ア 防災行政無線 (略) イ 国及び他都道府県との無線系通信手段 (略) (エ) 国土交通省水防無線(～国土交通省、他都道府県)	第３節 通信手段の確保 (略) ３ 代替通信手段の確保 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。<u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u> (略) ア 防災行政無線 (略) イ 国及び他都道府県との無線系通信手段 (略) (エ) 国土交通省水防<u>道路用</u>無線(～国土交通省、他都道府県)	防災基本計画の修正(令和６年)を反映 記載を見直し
49	第４節 職員の応急活動体制の整備 (略) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	第４節 職員の応急活動体制の整備 (略) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も</u>踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。	防災基本計画の修正(令和６年)を反映
50	第５節 防災関係機関の連携体制の整備 (略) １ 県における受援・応援体制の整備 (略) (２) 県(危機管理課)は、受援計画や応援計画を定めるとともに、受援・応援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の整備に努める。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な	第５節 防災関係機関の連携体制の整備 (略) １ 県における受援・応援体制の整備 (略) (２) 県(危機管理課)は、受援計画や応援計画を定めるとともに、受援・応援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。	防災基本計画の修正(令和６年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	空間の確保に配慮するものとする。	<u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	
	(略)	(略)	
51	3 市町村における受援・応援体制の整備 (略) (3) 市町村は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。	3 市町村における受援・応援体制の整備 (略) (3) 市町村は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。<u>その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正(令和6年)を反映
	(略)	(略)	
	4 消防機関における応援体制の整備 (1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。 なお、本県では、昭和50年に県内の全消防本部(11本部)が相互応援協定を締結した。 (2) 消防機関は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、<u>あらかじめ</u>人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	4 消防機関における応援体制の整備 (1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、<u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、</u>あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。 なお、本県では、昭和50年に県内の全消防本部(11本部)が相互応援協定を締結した。 (2) 消防機関は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、</u>人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	防災基本計画の修正(令和6年)を反映 防災基本計画の修正(令和6年)を反映
	(略)	(略)	

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
52	8 ライフライン事業者との連携体制の整備 (略) <u>(追加)</u> <u>9</u> 救援活動拠点の整備 (略) <u>10</u> 円滑な救助の実施体制の構築 (略)	8 ライフライン事業者との連携体制の整備 (略) <u>9 郵便局との連携体制の整備</u> <u>県及び市町村は、あまねく県内に拠点が存在し、かつ各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを持つ、郵便局との新たな協定の締結や協定に定める内容の充実について、郵便局と連携した取組の推進に努めるものとする。</u> <u>10</u> 救援活動拠点の整備 (略) <u>11</u> 円滑な救助の実施体制の構築 (略)	消防庁防災業務計画の修正(令和6年)を踏まえた修正
60	第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備 (略) 2 医療活動体制の整備 (略) (7) こころのケア体制の整備 (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (略)	第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備 (略) 2 医療活動体制の整備 (略) (7) <u>災害派遣精神医療チーム等</u>の整備 (略) <u>(8) 災害支援ナースとの連携体制の整備</u> <u>県(医務課)は、災害時に迅速に看護職員を確保するため、医療機関等と災害支援ナースの応援派遣に係る協定の締結に努めるものとする。また、災害支援ナース養成研修修了者の把握及び派遣調整のため、県看護協会との連携を図るものとする。</u> <u>(※災害支援ナース：地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省に登録された者の総称。県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。)</u> <u>(9) 被災者支援チーム等との連携</u> <u>県(医務課、健康長寿社会づくり推進課、介護高齢課)は、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDAT)等との連携等に努めるものとする。</u> (略)	記載を見直し 防災基本計画の修正(令和6年)を反映 防災基本計画の修正(令和6年)を反映

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	3 保健医療福祉活動の調整機能の整備 (1) 保健医療福祉調整本部の整備 (略) (※<u>保健医療活動チーム</u>：災害派遣医療チーム (DMAT)、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、<u>看護師チーム</u>、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT) その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム (被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。))	3 保健医療福祉活動の調整機能の整備 (1) 保健医療福祉調整本部の整備 (略) (※保健医療活動チーム：災害派遣医療チーム (DMAT)、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、<u>災害支援ナース</u>、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT) その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム (被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。))	医療法及び感染症法の改正を踏まえた修正
67	第9節 緊急輸送活動体制の整備 (略) 10 緊急通行車両の事前確認 (1) 趣旨 知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認を災害発生時等よりも前に行えるものとする。 災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認を事前に受けるよう努めるものとする。 <u>(追加)</u> <u>(2)</u> 確認手続 (略)	第9節 緊急輸送活動体制の整備 (略) 10 緊急通行車両の事前確認 (1) 趣旨 知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認<u>及び緊急通行車両確認標章等の交付</u>を災害発生時等よりも前に行えるものである。 <u>(2) 緊急通行車両等の事前届出</u> 災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認<u>及び緊急通行車両確認標章等の交付</u>を事前に受けるよう努めるものとする。 <u>(3) 事前交付の周知及び普及</u> <u>県公安委員会(警察本部、警察署)及び県(危機管理課)は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u> <u>(4)</u> 確認手続 (略)	防災基本計画の修正(令和6年)を反映 防災基本計画の修正(令和6年)を反映 防災基本計画の修正(令和6年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
69	第10節 避難の受入体制の整備 (略) 1 避難誘導計画 (略) (7) (略) <u>(追加)</u> (8) 市町村及び県(私学・子育て支援課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 (9) (略) (10) (略) (略)	第10節 避難の受入体制の整備 (略) 1 避難誘導計画 (略) (7) (略) (8) 市町村は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものとする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。 (9) 市町村及び県(私学・青少年課、教育委員会)は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 (10) (略) (11) (略) (略)	消防庁防災業務計画の修正(令和6年)を反映 組織改正を反映
70	3 指定避難所 (1) 指定避難所の指定 ア 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、<u>都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> (略) (4) 指定避難所における生活環境の確保 ア 市町村は、指定避難所となる施設については、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、</u>良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。	3 指定避難所 (1) 指定避難所の指定 ア 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。<u>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略) (4) 指定避難所における生活環境の確保 ア 市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、</u>換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものと	防災基本計画の修正(令和6年)を反映 記載を見直し 防災基本計画の修正(令和6年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
	イ 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。 加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。 (略) オ 県及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 (5) 物資の備蓄 市町村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（ＬＰガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。 (略) (7) 福祉避難所 (略) <u>(追加)</u>	する。 イ 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。 加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。 (略) オ 県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 (5) 物資の備蓄 市町村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（ＬＰガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。 (略) (7) 福祉避難所 (略) <u>(8) 避難所以外の避難者等の支援</u> <u>ア 市町村は、医療関係者、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映 防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映 防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映 防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
73	(略) 6 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症への対応 県及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。	<u>イ 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>ウ 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> (略) 6 感染症への対応 県及び保健所設置市の保健所等は、<u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症を含む。)</u>発生時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映 防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映 防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映
74	第 11 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 (略) 2 調達計画 県(危機管理課、食品・生活衛生課、<u>蚕糸園芸課</u>、ぐんまブランド推進課、産業政策課、地域企業支援課)及び市町村は、相互連携し、震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。 (略)	第 11 節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 (略) 2 調達計画 県(危機管理課、食品・生活衛生課、<u>農政課</u>、<u>米麦畜産課</u>、ぐんまブランド推進課、産業政策課、地域企業支援課)及び市町村は、相互連携し、震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。 (略)	組織改正を反映

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
75	4 県による広域調整 (略) <u>(追加)</u> <u>5 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施</u> (略)	4 県による広域調整 (略) <u>5 孤立地域への輸送</u> <u>県(危機管理課)及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> <u>6 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施</u> (略)	防災基本計画の修正(令和6年)を反映
76	第12節 広報・広聴体制の整備 (略) 1 広報体制の整備 (1) 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。 ア (略) イ (略) ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。 (例) テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等	第12節 広報・広聴体制の整備 (略) 1 広報体制の整備 (1) 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。 ア (略) イ (略) ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。 (例) テレビ、ラジオ(コミュニティFM<u>及び臨時災害放送局を含む。</u>)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示板、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等	記載を見直し
80	第15節 防災訓練の実施 (略) 2 個別防災訓練の実施 (略) (2) 市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	第15節 防災訓練の実施 (略) 2 個別防災訓練の実施 (略) (2) 市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	防災基本計画の修正(令和6年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
85	第3章 県民等の防災活動の促進 (略) 第2節 防災思想の普及 (略) 1 防災知識の普及 県(危機管理課ほか)、県警察、市町村及び消防機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。 (1) 家庭内の危険防止 (略) オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止 (略) <u>(追加)</u> (略)	第3章 県民等の防災活動の促進 (略) 第2節 防災思想の普及 (略) 1 防災知識の普及 県(危機管理課ほか)、県警察、市町村及び消防機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。 (1) 家庭内の危険防止 (略) オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止 (略) <u>カ 火災の防止</u> <u>消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーを設置する。</u> (略)	防災基本計画の修正(令和6年)を反映
87	2 学校教育による防災知識の普及 (1) 県(<u>私学・子育て支援課</u>、教育委員会)及び市町村は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。 特に、<u>水害・土砂災害</u>のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 (2) 県(<u>私学・子育て支援課</u>、教育委員会)及び市町村は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。 (略) 4 防災訓練の実施指導 県(危機管理課、<u>私学・子育て支援課</u>、教育委員会)、県警察、市町村及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 (略)	2 学校教育による防災知識の普及 (1) 県(<u>私学・青少年課</u>、教育委員会)及び市町村は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。 特に、災害リスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 (2) 県(<u>私学・青少年課</u>、教育委員会)及び市町村は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。 (略) 4 防災訓練の実施指導 県(危機管理課、<u>私学・青少年課</u>、教育委員会)、県警察、市町村及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 (略)	組織改正を反映 記載を見直し 組織改正を反映 組織改正を反映

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 (略) <u>(追加)</u> <u>7</u> 疑似体験装置等の活用 (略) <u>8</u> 緊急地震速報の普及、啓発 (略) <u>9</u> 被災地支援に関する知識の普及 (略) <u>10</u> 過去の災害教訓の伝承 (略)	6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 (略) <u>7 家庭動物への配慮</u> <u>県（食品・生活衛生課、危機管理課）及び市町村は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> <u>8</u> 疑似体験装置等の活用 (略) <u>9</u> 緊急地震速報の普及、啓発 (略) <u>10</u> 被災地支援に関する知識の普及 (略) <u>11</u> 過去の災害教訓の伝承 (略)	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映
90	第 3 節 県民の防災活動の環境整備 (略) 1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (1) 消防団の育成強化 県(消防保安課)及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>施設・装備</u>の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等<u>消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。</u> (略) (3) 自主防災組織の育成強化 (略) エ 自主防災組織のリーダー<u>をサポートする</u>人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計	第 3 節 県民の防災活動の環境整備 (略) 1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 (1) 消防団の育成強化 県(消防保安課)及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設</u>の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等<u>に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> (略) (3) 自主防災組織の育成強化 (略) エ 自主防災組織のリーダー<u>となる</u>人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計画的に「防災	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映 記載を見直し

頁	修正前	修正後	修正理由等																												
	画的に「防災士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の養成を行う。 また、スキルアップのための研修等を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。	士（ぐんま地域防災アドバイザー）」の養成を行う。また、スキルアップのための研修等を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。																													
96	第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 (略) 6 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) 要配慮者利用施設 (略) <table><tr><th>施設の種類</th><th>県の所管部署</th></tr><tr><td>①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター</td><td><u>私学・子育て支援課</u> <u>障害政策課</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】</td><td><u>私学・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課</td></tr><tr><td>⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4<u>号</u>に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設</td><td><u>健康福祉課</u></td></tr><tr><td>イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校</td><td><u>私学・子育て支援課</u> 特別支援教育課 健康体育課</td></tr><tr><td>ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第<u>1</u>号に基づく施設】 無料低額宿泊所</td><td><u>健康福祉課</u></td></tr></table>	施設の種類	県の所管部署	①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	<u>私学・子育て支援課</u> <u>障害政策課</u>	(略)		⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	<u>私学・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課	⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4 <u>号</u> に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	<u>健康福祉課</u>	イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	<u>私学・子育て支援課</u> 特別支援教育課 健康体育課	ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第 <u>1</u> 号に基づく施設】 無料低額宿泊所	<u>健康福祉課</u>	第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 (略) 6 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) 要配慮者利用施設 (略) <table><tr><th>施設の種類</th><th>県の所管部署</th></tr><tr><td>①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター</td><td><u>こども・子育て支援課</u> <u>児童福祉課</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】</td><td><u>こども・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課</td></tr><tr><td>⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4<u>項</u>に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設</td><td><u>地域福祉課</u></td></tr><tr><td>イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校</td><td><u>私学・青少年課</u> 特別支援教育課 健康体育課</td></tr><tr><td>ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第<u>8</u>号に基づく施設】 無料低額宿泊所</td><td><u>地域福祉課</u></td></tr></table>	施設の種類	県の所管部署	①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	<u>こども・子育て支援課</u> <u>児童福祉課</u>	(略)		⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	<u>こども・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課	⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4 <u>項</u> に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	<u>地域福祉課</u>	イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	<u>私学・青少年課</u> 特別支援教育課 健康体育課	ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第 <u>8</u> 号に基づく施設】 無料低額宿泊所	<u>地域福祉課</u>	組織改正を反映 組織改正を反映 組織改正を反映 法令根拠条文の訂正 組織改正を反映 組織改正を反映 法令根拠条文の訂正
施設の種類	県の所管部署																														
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	<u>私学・子育て支援課</u> <u>障害政策課</u>																														
(略)																															
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	<u>私学・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課																														
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4 <u>号</u> に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	<u>健康福祉課</u>																														
イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	<u>私学・子育て支援課</u> 特別支援教育課 健康体育課																														
ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第 <u>1</u> 号に基づく施設】 無料低額宿泊所	<u>健康福祉課</u>																														
施設の種類	県の所管部署																														
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	<u>こども・子育て支援課</u> <u>児童福祉課</u>																														
(略)																															
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	<u>こども・子育て支援課</u> 義務教育課 健康体育課																														
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4 <u>項</u> に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	<u>地域福祉課</u>																														
イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	<u>私学・青少年課</u> 特別支援教育課 健康体育課																														
ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第 <u>8</u> 号に基づく施設】 無料低額宿泊所	<u>地域福祉課</u>																														

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
98	エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】 (略) 7 群馬県災害福祉支援ネットワークに係る体制整備 (1) 県(健康福祉課)は、県社会福祉協議会と連携して、災害発生時等における福祉的な支援が円滑に実施できるよう、平常時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するため、群馬県災害福祉支援ネットワークを運営するものとする。 なお、群馬県災害福祉支援ネットワークを構成する、県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体等を群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関という。	エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】 (略) 7 群馬県災害福祉支援ネットワークに係る体制整備 (1) 県(地域福祉課)は、県社会福祉協議会と連携して、災害発生時等における福祉的な支援が円滑に実施できるよう、平常時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するため、群馬県災害福祉支援ネットワークを運営するものとする。 なお、群馬県災害福祉支援ネットワークを構成する、県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体等を群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関という。	組織改正を反映
112	第3部 災害応急対策 (略) 第1章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略) 第1節 地震情報の収集・連絡 (略) 2 県危機管理課における地震情報の収集・伝達要領 (略) (1) 震度の確認 震度情報ネットワークシステムのブザーが鳴った場合又は揺れを感じたときは、<u>同システム、気象庁の防災情報提供システム及び</u>テレビ・ラジオで各地の震度を確認する。	第3部 災害応急対策 (略) 第1章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略) 第1節 地震情報の収集・連絡 (略) 2 県危機管理課における地震情報の収集・伝達要領 (略) (1) 震度の確認 震度情報ネットワークシステムのブザーが鳴った場合又は揺れを感じたときは、テレビ・ラジオで各地の震度を確認する。	最新の状況を踏まえた修正
113	第2節 災害情報の収集・連絡 (略) 1 災害情報の収集 (1) 県における災害情報の収集 (略) イ 庁内各課、事務所は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機を活用するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるものとする。 (略)	第2節 災害情報の収集・連絡 (略) 1 災害情報の収集 (1) 県における災害情報の収集 (略) イ 庁内各課、事務所は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機、<u>高所監視カメラ、消防庁映像共有システム</u>を活用するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるものとする。 (略)	防災基本計画の修正(令和6年)及び消防庁防災業務計画の修正(令和6年)を反映

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等																																																																				
	(6) 主な情報収集担当機関は次表のとおりである。 (略) <table><tr><th rowspan="2">主な被害区分</th><th rowspan="2">第一次的な情報収集機関</th><th colspan="2">県の担当部署</th></tr><tr><th>地域機関</th><th>県庁</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td><u>文教施設</u></td><td>県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県<u>私学・子育て支援課</u></td><td>教育事務所</td><td>【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・子育て支援課</u></td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>社会福祉施設</td><td>市町村 県社会福祉施設所管課</td><td></td><td><u>健康福祉課</u></td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>農業・水産業</td><td>市町村</td><td>農業事務所</td><td>農政課 <u>技術支援課</u> <u>蚕糸園芸課</u> 農村整備課</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署		地域機関	県庁	(略)				<u>文教施設</u>	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県 <u>私学・子育て支援課</u>	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・子育て支援課</u>	(略)				社会福祉施設	市町村 県社会福祉施設所管課		<u>健康福祉課</u>	(略)				農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 <u>技術支援課</u> <u>蚕糸園芸課</u> 農村整備課	(略)				(6) 主な情報収集担当機関は次表のとおりである。 (略) <table><tr><th rowspan="2">主な被害区分</th><th rowspan="2">第一次的な情報収集機関</th><th colspan="2">県の担当部署</th></tr><tr><th>地域機関</th><th>県庁</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td><u>学校</u></td><td>県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県<u>私学・青少年課</u></td><td>教育事務所</td><td>【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・青少年課</u></td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>社会福祉施設</td><td>市町村、<u>県社会福祉施設所</u>管課</td><td></td><td><u>地域福祉課</u></td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>農業・水産業</td><td>市町村</td><td>農業事務所</td><td>農政課 <u>米麦畜産課</u> <u>野菜花き課</u> <u>蚕糸特産課</u> 農村整備課</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署		地域機関	県庁	(略)				<u>学校</u>	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県 <u>私学・青少年課</u>	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・青少年課</u>	(略)				社会福祉施設	市町村、 <u>県社会福祉施設所</u> 管課		<u>地域福祉課</u>	(略)				農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 <u>米麦畜産課</u> <u>野菜花き課</u> <u>蚕糸特産課</u> 農村整備課	(略)				災害報告取扱要領及び火災・災害即報要領の改正(平成31年)を反映 組織改正を反映 組織改正を反映 組織改正を反映
主な被害区分	第一次的な情報収集機関			県の担当部署																																																																			
		地域機関	県庁																																																																				
(略)																																																																							
<u>文教施設</u>	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県 <u>私学・子育て支援課</u>	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・子育て支援課</u>																																																																				
(略)																																																																							
社会福祉施設	市町村 県社会福祉施設所管課		<u>健康福祉課</u>																																																																				
(略)																																																																							
農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 <u>技術支援課</u> <u>蚕糸園芸課</u> 農村整備課																																																																				
(略)																																																																							
主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署																																																																					
		地域機関	県庁																																																																				
(略)																																																																							
<u>学校</u>	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県 <u>私学・青少年課</u>	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 <u>私学・青少年課</u>																																																																				
(略)																																																																							
社会福祉施設	市町村、 <u>県社会福祉施設所</u> 管課		<u>地域福祉課</u>																																																																				
(略)																																																																							
農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 <u>米麦畜産課</u> <u>野菜花き課</u> <u>蚕糸特産課</u> 農村整備課																																																																				
(略)																																																																							
123	(略) 4 その他 (略) (4) 「<u>文教施設</u>」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。	(略) 4 その他 (略) (4) 「<u>学校</u>」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。	災害報告取扱要領及び火災・災害即報要領の改正(平成31年)を反映																																																																				

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等												
125	第3節 通信手段の確保 (略) 2 緊急情報連絡用回線の設定 県(危機管理課)、市町村及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u>、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。	第3節 通信手段の確保 (略) 2 緊急情報連絡用回線の設定 県(危機管理課)、市町村及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全モバイルシステム</u>、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。	防災基本計画の修正(令和6年)を反映												
134	第2章 活動体制の確立 (略) 第2節 災害対策本部の組織 (略) 1 災害対策本部の組織編成 (略) <table><tr><th colspan="2">本部会議</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>本部員</td><td>危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>(追加)</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長</td></tr></table> (略)	本部会議		(略)		本部員	危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>(追加)</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長	第2章 活動体制の確立 (略) 第2節 災害対策本部の組織 (略) 1 災害対策本部の組織編成 (略) <table><tr><th colspan="2">本部会議</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>本部員</td><td>危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>こどもまんなか推進監</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長</td></tr></table> (略)	本部会議		(略)		本部員	危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>こどもまんなか推進監</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長	組織改正を反映
本部会議															
(略)															
本部員	危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>(追加)</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長														
本部会議															
(略)															
本部員	危機管理監 知事戦略部長 デジタルトランスフォーメーション推進監 グリーンイノベーション推進監総務部長 地域創生部長 生活こども部長 <u>こどもまんなか推進監</u> 健康福祉部長 環境森林部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院局長 教育長 議会事務局長														

頁	修正前	修正後	修正理由等																																																										
135	4 災害対策本部内の事務分掌 (略) <table><tr><th>部 (部長相当職)</th><th>班 (班長等相当職)</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td rowspan="4">総務部 (危機管理監) (総務部長)</td><td>防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>受援・応援チーム</td><td>(略) 4 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>情報通信ネットワーク班 (*業務プロセス改革課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>知事戦略応援班 (*デジタルトランスフォーメーション戦略課長) (グリーンイノベーション推進課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地域創生部 (地域創生部長)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長)</td><td>(略)</td></tr></table>	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)		(略)		受援・応援チーム	(略) 4 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 (略)	(略)		(略)			知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	(略)		情報通信ネットワーク班 (*業務プロセス改革課長)	(略)	(略)		知事戦略応援班 (*デジタルトランスフォーメーション戦略課長) (グリーンイノベーション推進課長)	(略)	地域創生部 (地域創生部長)	(略)		地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長)	(略)	4 災害対策本部内の事務分掌 (略) <table><tr><th>部 (部長相当職)</th><th>班 (班長等相当職)</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td rowspan="4">総務部 (危機管理監) (総務部長)</td><td>防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>受援・応援チーム</td><td>(略) 4 <u>被災市町村の業務支援のための県</u>応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>情報通信ネットワーク班 (*デジタルトランスフォーメーション課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>知事戦略応援班 (*グリーンイノベーション推進課長)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地域創生部 (地域創生部長)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長) <u>(湯けむり国スポ・全スボぐんま準備課長)</u></td><td>(略)</td></tr></table>	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)		(略)		受援・応援チーム	(略) 4 <u>被災市町村の業務支援のための県</u> 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 (略)	(略)		(略)			知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	(略)		情報通信ネットワーク班 (*デジタルトランスフォーメーション課長)	(略)	(略)		知事戦略応援班 (*グリーンイノベーション推進課長)	(略)	地域創生部 (地域創生部長)	(略)		地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長) <u>(湯けむり国スポ・全スボぐんま準備課長)</u>	(略)	組織改正を反映
部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務																																																											
総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)																																																												
	(略)																																																												
	受援・応援チーム	(略) 4 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 (略)																																																											
	(略)																																																												
(略)																																																													
知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	(略)																																																												
	情報通信ネットワーク班 (*業務プロセス改革課長)	(略)																																																											
	(略)																																																												
知事戦略応援班 (*デジタルトランスフォーメーション戦略課長) (グリーンイノベーション推進課長)	(略)																																																												
地域創生部 (地域創生部長)	(略)																																																												
地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長)	(略)																																																												
部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務																																																											
総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)																																																												
	(略)																																																												
	受援・応援チーム	(略) 4 <u>被災市町村の業務支援のための県</u> 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 (略)																																																											
	(略)																																																												
(略)																																																													
知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	(略)																																																												
	情報通信ネットワーク班 (*デジタルトランスフォーメーション課長)	(略)																																																											
	(略)																																																												
知事戦略応援班 (*グリーンイノベーション推進課長)	(略)																																																												
地域創生部 (地域創生部長)	(略)																																																												
地域創生応援班 (*文化振興課長) (スポーツ振興課長) <u>(湯けむり国スポ・全スボぐんま準備課長)</u>	(略)																																																												

頁	修正前			修正後			修正理由等	
	生活こども部 (生活こども部長)	(略)		生活こども部 (生活こども部長) <u>(こどもまんなか推進監)</u>	(略)			
		私立学校・児童福祉班 <u>(※私学・子育て支援課長)</u> <u>(児童福祉・青少年課長)</u>	(略)		私立学校・児童福祉班 <u>(※こども・子育て支援課長)</u> <u>(私学・青少年課長)</u> <u>(児童福祉課長)</u>	(略)		
	健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務班 (※健康福祉課長)	(略) 4 (略) <u>(追加)</u>	健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務班 (※健康福祉課長) <u>(地域福祉課長)</u>	(略) 4 (略) <u>5 都道府県DH EATの受援調整及び群馬DH EATの派遣調整に関すること。</u> <u>6 (略)</u>		
		医療・防疫班 (※医務課長) (感染症・ <u>がん</u> 疾病対策課長) (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	(略) 8 (略) <u>(追加)</u>		医療・防疫班 (※医務課長) (感染症・疾病対策課長) (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	(略) 8 (略) <u>9 DPATの派遣要請、調整等に関すること。</u>		
		要配慮者対策班 (※介護高齢課長) <u>(健康福祉課長)</u> (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	(略)		要配慮者対策班 (※介護高齢課長) <u>(地域福祉課長)</u> (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	(略)		
		(略)			(略)			
	(略)			(略)				
	農政部 (農政部長)	農政総務班 (※農政課長)	(略)	農政部 (農政部長)	農政総務班 (※農政課長) <u>(農業構造政策課長)</u>	(略)		
		農作物・施設対策班 <u>(※技術支援課長)</u> <u>(蚕糸園芸課長)</u> <u>(畜産課長)</u>	(略)		農作物・施設対策班 <u>(※米麦畜産課長)</u> <u>(農政課長)</u> <u>(野菜花き課長)</u> <u>(蚕糸特産課長)</u>	(略)		

震災対策編

頁	修正前			修正後			修正理由等
		(略)			(略)		
	(略)			(略)			
	企業部 (企業局長)	企業総務班 (*企業局総務課長) (経営戦略課長)	(略) 4 (略) <u>(追加)</u> <u>5</u> (略)	企業部 (企業局長)	企業総務班 (*企業局総務課長) (経営戦略課長)	(略) 4 (略) <u>5 部内の車両に 関すること。</u> <u>6</u> (略)	
	(略)			(略)			
	(略)			(略)			
	警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)	警備対策班 (*警備第二課長)	(略) 4 (略) <u>(追加)</u>	警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)	警備対策班 (*警備第二課長)	(略) 4 (略) <u>5 航空機の運用 に関すること。</u>	
	(略)			(略)			
	地域部 (地域部長)	地域対策班 (*地域課長)	1 (略) <u>2 県警ヘリコプ ターの運用に関 すること。</u> <u>3 無線通信指令 に関すること。</u>	地域部 (地域部長)	地域対策班 (*地域課長)	1 (略) <u>(削除)</u> <u>2 無線通信指令 に関すること。</u>	
	(略)			(略)			
146	第3節 災害警戒本部等の設置 (略) 1 災害警戒本部の設置 危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。 (略) (2) 気象庁が「 <u>南海トラフ地震臨時情報 (調査中)</u> 」、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」又は「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」を発表したとき。			第3節 災害警戒本部等の設置 (略) 1 災害警戒本部の設置 危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。 (略) (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」又は「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」を発表したとき。			令和6年8月8日に発表された「南海トラフ地震臨時情報」の実対応を踏まえた修正

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
154	第6節 広域応援の要請等 (略) 7 受援体制の確立 (略) (2) (略) <u>(追加)</u> 8 広域的な応援体制 (略) (3) 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底するものとする。	第6節 広域応援の要請等 (略) 7 受援体制の確立 (略) (2) (略) <u>(3) 受援機関は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> 8 広域的な応援体制 (略) (3) 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。	防災基本計画の修正(令和6年)を反映 防災基本計画の修正(令和6年)を反映
160	第7節 自衛隊への災害派遣要請 (略) 8 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 (略) (2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項) (略) エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管<u>し</u>なければならない。	第7節 自衛隊への災害派遣要請 (略) 8 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 (略) (2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項) (略) エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管<u>するか、又は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さ</u>なければならない。	記載を見直し
164	第3章 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 第1節 救助・救急活動 (略) 7 安否不明者の絞り込み 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。 県(危機管理課)は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率	第3章 救助・救急、医療及び消火活動 (略) 第1節 救助・救急活動 (略) 7 安否不明者の絞り込み <u>県(危機管理課)及び</u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。	記載を見直し

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
165	化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 <u>(追加)</u> <u>8</u> 被災地域外の市町村の役割 (略) <u>9</u> 関係機関の連携 (略) <u>10</u> 資機材の確保 (略) <u>11</u> 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理や<u>マスク着用</u>等を徹底するものとする。 <u>12</u> 惨事ストレス対策 (略)	県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 <u>8 携帯電話等の位置情報の活用</u> <u>救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者（携帯電話）に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。</u> <u>9</u> 被災地域外の市町村の役割 (略) <u>10</u> 関係機関の連携 (略) <u>11</u> 資機材の確保 (略) <u>12</u> 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。 <u>13</u> 惨事ストレス対策 (略)	消防庁防災業務計画の修正（令和6年）を反映 防災基本計画の修正（令和6年）を反映
167	第2節 医療活動 (略) 2 救護所の設置及び救護班の派遣 (略) (7) 県（医務課）は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機	第2節 医療活動 (略) 2 救護所の設置及び救護班の派遣 (略) (7) 県（医務課）は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機	

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
169	構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、<u>日本看護協会</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (略) 11 医薬品及び医療資機材の確保 (略) <u>(追加)</u>	構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、<u>災害支援ナース、日本災害リハビリテーション支援協会（J RAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、</u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 (略) 11 医薬品及び医療資機材の確保 (略) <u>12 災害支援ナースの派遣</u> <u>県（医務課）は、災害による被災者に対して適切な医療や看護等を提供するため、必要に応じて、医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）等への災害支援ナースの派遣を要請する。</u>	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映 防災基本計画の修正(令和 6 年)を踏まえた修正
176	第 4 章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 第 2 節 交通の確保 (略) 3 道路啓開等 (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。 (略)	第 4 章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 第 2 節 交通の確保 (略) 3 道路啓開等 (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等<u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)</u>を行い、道路機能の確保に努めるものとする。 (略)	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映
177	6 輸送拠点の確保 (略) (2) 県(危機管理課)及び市町村は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、<u>必要に応じて、</u>民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。	6 輸送拠点の確保 (略) (2) 県(危機管理課)及び市町村は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送<u>等の運営</u>が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、<u>速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資</u>	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
		<u>機材等を確保し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るよう努める</u> ものとする。	
187	第5章 避難の受入活動 (略) 第1節 避難誘導 (略) 1 避難指示等 (略) (3) 伝達方法 避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ<u>放送</u>等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。	第5章 避難の受入活動 (略) 第1節 避難誘導 (略) 1 避難指示等 (略) (3) 伝達方法 避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ<u>(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)</u>等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。	記載を見直し
191	第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 (略) 6 良好な生活環境の確保 (1) 市町村は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。 ア (略) <u>(追加)</u> <u>イ</u> 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。 <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給<u>については、</u>平等かつ効率的な配給に努める。 <u>(追加)</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要	第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 (略) 6 良好な生活環境の確保 (1) 市町村は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。 ア (略) <u>イ 指定避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u> <u>ウ</u> 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。<u>また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。</u> <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給<u>の</u>平等かつ効率的な配給<u>や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。</u> <u>キ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要なとなる水の確保に努める。</u> <u>ク</u> (略) <u>ケ</u> 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や	防災基本計画の修正(令和6年)を踏まえた修正

頁	修正前	修正後	修正理由等
	な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 <u>ク 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> (略)	動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 <u>(削除)</u> (略)	記載の重複を削除
192	8 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症への対応 (1) 市町村は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (2) 県及び市町村は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 9 男女のニーズの違い等への配慮 (略) ア 指定避難所運営担当職員<u>や保健師</u>に女性を配置する。 (略) キ 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する (略) <u>(追加)</u> 10 在宅避難者等への配慮 県及び市町村は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。 特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。	8 感染症への対応 (1) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (2) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 9 男女のニーズの違い等への配慮 (略) ア 指定避難所運営担当職員に女性を配置する。 (略) キ 女性用と男性用、<u>男女兼用</u>のトイレを離れた場所に設置する (略) 10 <u>家庭動物への配慮</u> <u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> 11 在宅避難者等への配慮 県及び市町村は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。 特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。	防災基本計画の修正(令和6年)を反映 記載を見直し 記載を見直し 防災基本計画の修正(令和6年)を反映

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
193	<u>(追加)</u> <u>11</u> 指定避難所の早期解消 (略)	<u>また、市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>12 車中泊避難者への配慮</u> 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 <u>13</u> 指定避難所の早期解消 (略)	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映 防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映
195	第 3 節 応急仮設住宅等の提供 (略) 1 応急仮設住宅の提供 (略) (3) 県(建築課及び住宅政策課)又は市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。	第 3 節 応急仮設住宅等の提供 (略) 1 応急仮設住宅の提供 (略) (3) 県(建築課及び住宅政策課)又は市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映
199	第 5 節 県境を越えた広域避難者の受入れ (略) 3 受入可能な避難施設情報の把握 (略) (5) 県(健康福祉課)は、必要に応じて災害福祉支援ネットワーク等の活用により、要配慮者の広域的な受入れが可能な要配慮者利用施設の状況を把握する。	第 5 節 県境を越えた広域避難者の受入れ (略) 3 受入可能な避難施設情報の把握 (略) (5) 県(地域福祉課)は、必要に応じて災害福祉支援ネットワーク等の活用により、要配慮者の広域的な受入れが可能な要配慮者利用施設の状況を把握する。	組織改正を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
204	第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 (略) 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 (略) 1 需要量の把握及び配給計画の樹立 市町村は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。	第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 (略) 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 (略) 1 需要量の把握及び配給計画の樹立 市町村は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資料</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。	防災基本計画の修正(令和6年)を反映
207	第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 市町村、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。	第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 市町村、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動<u>や福祉的な支援</u>を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。	防災基本計画の修正(令和6年)を反映
209	第1節 保健衛生活動 (略) 3 し尿の適正処理 (略) (2) 市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するとともに、指定避難所にマンホールトイレを設置するものとする。 (略)	第1節 保健衛生活動 (略) 3 し尿の適正処理 (略) (2) 市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するとともに、指定避難所にマンホールトイレを設置するものとする。<u>また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> (略)	防災基本計画の修正(令和6年)を反映

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	5 災害時における動物の管理等 県及び市町村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。	5 災害時における動物の管理等 県及び市町村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応</u>、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、<u>獣医師会等と連携し</u>必要な措置を講ずるものとする。	防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映
210	第 2 節 防疫活動 (略) 県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。 1 県の防疫活動 (略) (4) (略) <u>(追加)</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) 2 市町村の防疫活動 (1) 市町村は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。 (略) (2) (略) (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)に協力を要請する。 (4) その他、県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。	第 2 節 防疫活動 (略) 県(感染症・<u>がん</u>疾病対策課)及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。 1 県の防疫活動 (略) (4) (略) <u>(5) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。</u> <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) 2 市町村の防疫活動 (1) 市町村は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県(感染症・疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。 (略) (2) (略) (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・疾病対策課)に協力を要請する。 (4) その他、県(感染症・疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。	組織改正を反映 防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映 組織改正を反映

頁	修正前	修正後	修正理由等
215	第 8 章 被災者等への的確な情報伝達活動 (略) 第 1 節 広報・広聴活動 (略) 1 広報活動 (略) (3) 広報媒体 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。 テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP 通信網、ケーブルテレビ網、Lアラート、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等	第 8 章 被災者等への的確な情報伝達活動 (略) 第 1 節 広報・広聴活動 (略) 1 広報活動 (略) (3) 広報媒体 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。 テレビ、ラジオ(コミュニティFM <u>及び臨時災害放送局</u>を含む。)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP 通信網、ケーブルテレビ網、Lアラート、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等	記載を見直し
238	第 13 章 要配慮者対策 第 1 節 要配慮者の災害応急対策 (略) 3 ぐんまDWAT (略) (2) 県(<u>健康福祉課</u>)は、次の派遣基準に基づき、県社会福祉協議会に対し、ぐんまDWATの派遣を要請する。 (略) イ 指定避難所等を設置する被災地の市町村から県(<u>健康福祉課</u>)に対して派遣要請があった場合 (略) <u>(追加)</u>	第 13 章 要配慮者対策 第 1 節 要配慮者の災害応急対策 (略) 3 ぐんまDWAT (略) (2) 県(<u>地域福祉課</u>)は、次の派遣基準に基づき、県社会福祉協議会に対し、ぐんまDWATの派遣を要請する。 (略) イ 指定避難所等を設置する被災地の市町村から県(<u>地域福祉課</u>)に対して派遣要請があった場合 (略) <u>4 災害支援ナース</u> <u>県(医務課)は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースの避難所への派遣を要請する。</u>	組織改正を反映 組織改正を反映 防災基本計画の修正(令和 6 年)を反映

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
252	第４部 災害復旧・復興 (略) 第１節 復旧・復興の基本方向の決定 (略) ４ 国等に対する協力の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。	第４部 災害復旧・復興 (略) 第１節 復旧・復興の基本方向の決定 (略) ４ 国等に対する協力の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。	防災基本計画の修正(令和６年)を反映
254	第２節 原状復旧 (略) １ 被災施設の復旧等 (略) (11) (略) <u>(追加)</u> (12) (略) (13) (略)	第２節 原状復旧 (略) １ 被災施設の復旧等 (略) (11) (略) <u>(12) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> (13) (略) (14) (略)	防災基本計画の修正(令和６年)を反映
259	第４節 被災者等の生活再建の支援 (略) ３ 災害弔慰金の支給等 (略) 主な支援制度は、次のとおりである。 (略) (４) 群馬県(小規模)災害見舞金 (略) (略) ６ 住宅再建・取得の支援 県及び市町村は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。	第４節 被災者等の生活再建の支援 (略) ３ 災害弔慰金の支給等 (略) 主な支援制度は、次のとおりである。 (略) (４) 群馬県災害見舞金 (略) (略) ６ 住宅再建・取得の支援 県及び市町村は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。	支援制度名の変更を反映

震災対策編

頁	修正前	修正後	修正理由等
	(略) (3) 母子・寡婦福祉資金(住宅資金)	(略) (3) 母子・ <u>父子</u> ・寡婦福祉資金(住宅資金)	支援制度名の変更を反映
266	第7節 激甚災害法の適用 (略) 2 特別財政援助の受入れ (略) (4) その他の特別の財政援助及び助成 (略) エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条) 特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。	第7節 激甚災害法の適用 (略) 2 特別財政援助の受入れ (略) (4) その他の特別の財政援助及び助成 (略) エ 母子及び <u>父子並びに</u> 寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条) 特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉 <u>資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金</u> の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。	法令の改正を反映